

福井県公害防止条例の一部改正 新旧対照表
 福井県公害防止条例（平成八年三月二十一日福井県条例第四号）

改正案	現行
<p>(汚水等の量等の測定)</p> <p>第三十三条 特定工場または規則で定める特定施設において汚水等を排出し、または発生させる者は、規則で定めるところにより、当該排出または発生に係る汚水等の量および濃度等を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>(汚水等を排出し、または発生させる者の責務)</p> <p>第三十四条の二 工場等において汚水等を排出し、または発生させる者は、第八条から前条までに規定する汚水等の排出または発生の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水等の排出または発生の状況を把握するとともに、当該排出または発生を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。</p> <p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条または第二十三条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十七条第一項または第二十六条第一項の規定に違反した者</p> <p>三 第三十三条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかつた者</p> <p>四 第五十条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者</p> <p>五 第五十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避した者</p>	<p>(汚水等の量等の測定)</p> <p>第三十三条 特定工場または規則で定める特定施設において汚水等を排出し、または発生させる者は、規則で定めるところにより、当該排出または発生に係る汚水等の量および濃度等を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条または第二十三条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十七条第一項または第二十六条第一項の規定に違反した者</p> <p>三 第五十条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者</p> <p>四 第五十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避した者</p>

第六十二条 第十八条、第十九条第三項（第三十一条第一項および第三十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第三十四条第二項および第三十五条から第三十七条までの規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。